

監査公表第 33 号（令和 3 年 3 月 9 日、県公報第 181 号登載）
令和 2 年 6 月 2 日から令和 2 年 8 月 7 日実施
随時監査（1 次分）の結果に基づく措置通知（令和 2 年度）

監査公表第 33 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 9 項の規定により報告した随時監査の結果（令和 2 年 11 月 9 日 2 監総第 650 号）に基づき、知事から措置を講じた旨の通知があったので、同条第 14 項の規定により、次のとおり公表する。

令和 3 年 3 月 9 日

福 岡 県 監 査 委 員	藤 山 泰 三
同	行 正 晴 實
同	世 利 洋 介
同	長 裕 海

2 福総第 2 5 0 1 号
令和 3 年 2 月 1 6 日

福岡県監査委員 藤 山 泰 三 殿
同 行 正 晴 實 殿
同 世 利 洋 介 殿
同 長 裕 海 殿

福岡県知事職務代理者
福岡県副知事 服部 誠太郎

監査の結果に係る措置について（通知）

令和 2 年 11 月 9 日 2 監総第 650 号の監査結果の報告に基づき、次のとおり講じた措置について通知します。

記

注意事項

対象機関の 属する部局名	監査の結果	講じた措置の内容
福祉労働部	時間外勤務手当について、 時間外勤務の事後確認が適正 に行われておらず、過払いと なっていた。	当該職員は、速やかに時間外勤務実績 について訂正入力を行い、過払いとなっ た時間外勤務手当を返納した。 所属長は、当該職員に対しては退庁前 に勤務実績を正しく入力すること、時間 外勤務実績を確認すべきであった直接監 督者に対しては業務進捗管理の徹底につ いて嚴重注意を行った。 また、他の直接監督者に対しても時間 外勤務実績を確実に確認するよう周知徹 底を図り、併せて、直接監督者が部下職 員に面談を実施し、時間外勤務の事前命 令、退庁前の勤務実績の入力について指 導した。 さらに、監査翌日の朝礼に加え、職員 会議、所属研修及び日々の朝礼・夕礼に おいて職員に周知徹底を図っている。

	<p>いったん交付され、使用せず返却すべきであったタクシーチケットについて、所在不明となっていた。</p>	<p>所属長から全職員に対し、タクシーチケットの適正な管理について、職員会議で周知徹底した。</p> <p>会計担当者は、使用者に対して、出張後速やかにタクシーチケットの使用の有無を確認し、未使用の場合は直ちに返却させることとした。</p> <p>また、会計担当者及びその上司は、タクシー借上げ料の請求がなされた際に、未請求のタクシーチケットの有無について管理簿で照合したうえで、支出命令の決裁を行うこととした。</p>
--	---	--